

登 録

	物的要件	
	機 械 器 具	設 備
建築物清掃業 (1号)	1. 真空掃除機 2. 床みがき機	
建築物空気環境測定業 (2号) (注1)	1. 浮遊粉じん測定機器 2. 一酸化炭素測定機器 3. 炭酸ガス測定機器 4. 温度計 5. 湿度計 6. 風速計 7. 測定器固定用スタンド	
建築物空気調和用ダクト清掃業 (3号)	1. 電気ドリル 2. シヤー又はニブラ 3. 内視鏡 (写真を撮影することができるものに限る) 4. 電子天びん又は化学天びん ※ 1mg以上の分解能を有するものに限る 5. コンプレッサー 6. 集じん機 7. 真空掃除機	
建築物飲料水水質検査業 (4号)	1. 高圧蒸気滅菌機 2. 恒温器 3. フレームレス—原子吸光光度計、誘導結合プラズマ発光分光分析装置又は誘導結合プラズマ—質量分析装置 4. イオンクロマトグラフ 5. 乾燥機 6. 全有機炭素定量装置 7. pH計 8. 分光光度計又は光電光度計 9. ガスクロマトグラフ—質量分析計 10. 電子天びん又は化学天びん	水質検査を適確に行うことのできる検査室
建築物飲料水貯水槽清掃業 (5号)	1. 揚水ポンプ 2. 高圧洗浄機 3. 残水処理機 4. 換気ファン 5. 防水型照明器具 6. 色度計、濁度計 7. 残留塩素測定器	機械器具等を適切に保管できる専用の保管庫
建築物排水管用清掃業 (6号)	1. 内視鏡 (写真を撮影することができるものに限る) ※ ケーブルの長さが 15m 程度以上のものに限る 2. 高圧洗浄機 3. 高圧ホース 4. 洗浄ノズル 5. ワイヤ式管清掃機 6. 空圧式管清掃機 7. 排水ポンプ	機械器具等を適切に保管できる専用の保管庫
建築物ねずみ昆虫等防除業 (7号)	1. 照明器具 2. 調査用トラップ 3. 実体顕微鏡 4. 毒じ皿 5. 毒じ箱 6. 捕そ器 7. 噴霧機 8. 散粉機 9. 真空掃除機 10. 防毒マスク 11. 消火器	機械器具薬剤等を適切に保管できる専用の保管庫
建築物環境衛生総合管理業 (8号) (注2)	1. 真空掃除機 2. 床みがき機 3. 浮遊粉じん測定機器 4. 一酸化炭素測定機器 5. 炭酸ガス測定機器 6. 温度計 7. 湿度計 8. 風速計 9. 測定器固定用スタンド 10. 残留塩素測定器	

(注1) 1.～6.は、建築物における衛生的環境の確保に関する法律施行規則第3条の2第1項の表の各号の下欄に掲げる測定器(2.～6.はこれと同等以上の性能を有する測定器を含む。)であること。

(注2) 3.～8.は(注1)と同様

基 準

人 的 要 件	件
監 督 者 等	従 事 者 等
<p><清掃作業監督者> 次のいずれかに該当する者 ○ビルクリーニング技能検定（等級の区分が一級のものに限る。）合格者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 （平成 28 年 3 月 31 日以前の技能検定に合格した者は、等級区分が 1 級の技能検定に合格したものとみなす。） ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する清掃作業監督者（再）講習会を修了した者</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p><空気環境測定実施者> 次のいずれかに該当する者 ○厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空気環境測定実施者（再）講習会を修了した者 ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、再講習は必要）</p>	
<p><ダクト清掃作業監督者> 次のいずれかに該当する者 ○厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施するダクト清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、再講習は必要）</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p><水質検査実施者> 次のいずれかに該当する者 ○学校教育法に基づく大学等において理学等の課程を修め卒業後、実務経験 1 年以上の者 ○衛生検査技士又は臨床検査技士であって実務経験 1 年以上の者 ○学校教育法に基づく短期大学又は高等専門学校において生物学等の課程を修めて卒業した後（専門職大学前期課程にあつては、修了した後）、実務経験 2 年以上の者 ○技術士（機械部門、電気電子部門、上下水道部門又は衛生工学部門に限る） ○学校教育法に基づく大学、短期大学又は高等専門学校以外の学校において所要の課程を修めて卒業後、所要実務経験を有する者</p>	
<p><貯水槽清掃作業監督者> 次のいずれかに該当する者 ○厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する貯水槽清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、再講習は必要）</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p><排水管清掃作業監督者> 次のいずれかに該当する者 ○厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する排水管清掃作業監督者（再）講習会を修了した者 ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者（ただし、再講習は必要）</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p><防除作業監督者> ○厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する防除作業監督者（再）講習会を修了した者</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>
<p><統括管理者> ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する統括管理者（再）講習会を修了した者 <清掃作業監督者> ○建築物清掃業と同様 <空調給排水管理監督者> 次のいずれかに該当する者 ○ビル設備管理技能士であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 ○建築物環境衛生管理技術者免状の交付を受けている者であって、厚生労働大臣の登録を受けた機関が実施する空調給排水管理監督者（再）講習会を修了した者 <空気環境測定実施者> ○建築物空気環境測定業と同様</p>	<p>○従事者は、研修を修了したものであること。</p>